

埼玉県建築工事委託業務検査要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、埼玉県の発注する建築工事及び建築設備工事に係る委託業務（以下「業務」という。）の検査に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

- (1) 検査員 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 89 条第 1 項の規定により指定を受けた職員で、業務に係る完了検査の事務に従事する者をいう。
- (2) 完了検査 完了した業務について行う検査をいう。
- (3) 検査命令権者 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 89 条第 1 項の規定により支出負担行為についての決裁権者をいう。

(検査員の検査手続)

第 3 条 部長、課長又は所長（以下「部長等」という。）は、受注者から業務の委託業務完了通知書（指定部分、引渡部分に関するものを含む。）の提出があったとき、又は既履行部分の引渡を受けるときは、すみやかに検査員に業務の検査を行わせるものとする。

2 前項に規定する検査は、委託業務検査命令書（様式第 1 号）により行うこととする。

(契約に違反する場合の措置)

第 4 条 部長等は検査員が業務の検査の結果、契約条項に違反するものがあると認めたときは、直ちに、当該契約の相手方に対し、期日を指定して手直しを請求しなければならない。

2 検査員は、違反の事実が重大であると認めるものについては、委託業務手直し指示書（様式第 2 号）により部長等に手直しを指示しなければならない。

3 部長等は検査員から手直し指示書を受領したときは、直ちに、当該契約の相手方に対し、期日を指定して手直しを請求しなければならない。

4 部長等は第 1 項による手直しが完了したときは、又は第 2 項による手直しが完了したときは、委託業務手直し報告書（様式第 2 号）により、検査員に報告しなければならない。

- 5 検査員は、前項の規定による手直しが完了した報告を受けたときは、当該手直し部分の検査を行わなければならない。ただし、検査員が軽易な手直しと認めたものであって、当該業務を所管する部長等から、その完了を確認した旨の報告を受けたときは、この限りではない。

(検査結果の報告及び検査調書の発行)

第 5 条 検査員は、業務の完了検査を終了したときは、これらの結果を委託業務完了検査報告書（様式第 3 号）により、検査命令権者に報告しなければならない。

- 2 検査員は、業務の検査の結果について委託業務検査調書（様式第 4 号）を当該業務を所管する部長等に発行しなければならない。

- 3 部長等は、前項の委託業務検査調書を受理したときは、埼玉県標準委託契約約款、又は埼玉県建築設計業務標準委託契約約款の定めにより受注者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。